

避難地域（約20km以内）からの避難時における安定ヨウ素剤投与の指示

平成23年3月16日10時35分

福島県知事 殿
富岡町長 殿
双葉町長 殿
大熊町長 殿
浪江町長 殿
川内村長 殿
楢葉町長 殿
南相馬市長 殿
田村市長 殿
葛尾村長 殿
広野町長 殿
いわき市長 殿
飯館村長 殿

原子力災害対策現地本部長

東京電力(株)福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

標記の件について、原子力安全委員会緊急技術助言組織の助言も勘案し、避難地域(半径20km以内)からの避難時には、安定ヨウ素剤投与すること。

・投与に際しては、ヨウ素アレルギーと甲状腺疾患に気をつけ、医療関係者の立ち会いのもとに使用すること。

・小児に対しては、防災マニュアルを参照の上、ヨードシロップを服用させること。

・40歳以上のヒトについては、本人が希望する場合に限って安定ヨウ素剤を服用すること。

・安定ヨウ素剤の服用は、一回を原則とすること。

○ 服用量および服用方法

対象者	ヨウ素量	ヨウ化カリウム量
新生児	12.5mg	16.8mg
生後一か月以上3歳未満	25mg	32.5mg
3歳以上13歳未満	38mg	50mg
13歳以上40歳未満	76mg	100mg